

消費生活講座実施手続き

平成29年4月1日

消費生活講座実施要領（以下「要領」という。）の5に基づき、市町村等と連携して消費生活講座を行う手続きについて、次のとおり定める。

（申込み）

1 連携を希望する者（以下「申込者」という。）は、消費生活講座を開催しようとする日の概ね2か月前までに、「消費生活講座実施申込書」（様式1）（以下「申込書」という。）を埼玉県消費生活支援センター（以下「センター」という。）に提出する。

（決定）

2 センターは、申込者と連携することが妥当と認められる消費生活講座について、講師名及び費用負担額を決定し通知する。

（実施結果）

3 申込者は、消費生活講座の終了後、センターに「講座等のまとめ」（様式2）を提出するものとする。

（開催の取り止め）

4 申込者は、消費生活講座の実施を取り止める場合、センターに「講座等取り止め書」（様式3）を速やかに提出するものとする。